



特別償却と税額控除

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は特別償却と税額控除について解説します。

税理士 平井 满広

掲載テーマ	
① 特別償却と税額控除	② 中小法人と中小企業者
③ 特別償却資本金	④ 特別償却と一括償却資産
⑤ 小額貸倒と税額控除	⑥ 在庫記録
⑦ 在庫記録	⑧ 在庫記録

特別償却とは
どんな制度か

「特別償却」とは、一定の法人が特定の減価償却資産を取得等し実際に、通常の減価償却費に取得額等の一割合を上乗せして減価償却を認める制度です。たとえば、一定の法人が要件を満たす特定機械装置等（耐用年数10年・定率法）を1,000万円で取得して事業供用した場合、普通償却限度額200万円に特別償却限度額300万円を加えた合計500万円が償却限度額となります（图表1参照）。

このほか、特別償却に似たような制度として、特定の減価償却資産を取得した際に償却限度額を一定期間割増し計算する「割増償却」や、通常の使用時間を超えて

使用等している機械装置について償却限度額の増加を認める「増加償却」があります。

特別償却は減価償却を先取りする制度なので、トータルで損金算入できる金額は特別償却の有無にかかわらず同じになります（图表2参照）。そのため供用初年度の税負担は軽減されますが、その後の年度で税負担は大きくなるという特徴があります。税負担の軽減は一時的なものであることから、こうした優遇制度のことを「課税の継延」といいます。

税額控除とは

税額控除（法人税の特別税額控除）とは、一定の法人が特定の減価償却資産を取得等した際に、特別償却に代えて、取得額等の一

定割合の法人税額を減額する制度です。

たとえば、一定の法人が要件を満たす特定機械装置等を1,000万円で取得して事業供用した場合は、70万円の法人税が減額されます。

主な特別償却や
税額控除制度

ただし、供用年度の法人税額の20%相当額が限度となるため、70万円の減額を受けるには税額控除前の法人税が350万円以上あることが前提となります（ただし、控除しきれなかった残額を翌年に繰り越し制度もあります）。

税額控除は特別償却と異なり、供用初年度に減額された法人税が、その後の年度で増えることはありません。

税額控除が軽減されることから、こうした優遇制度のことを「課税の減免」といいます。

特別償却や税額控除は目的（公害対策、住宅政策等）によって様々な制度が設けられています。中小企業対策としては以下のようないくつかの制度があります。

(1) 中小企業投資促進税制（機械等を取得した場合の特別償却または税額控除）

青色申告法人である中小企業者が、特定機械装置等を取得等して一定の事業の用に供した場合に、供用初年度に特別償却が認められます。また前記の中小企業者等のうち、資本金の額または出資金の額が3,000万円以下の法人等（特定中小企业者等といいます）は、特別償却に代えて税額控除を適用することができます。

图表1 特別償却の計算例

(前提条件)	
・特定機械装置等の取得価額	1,000万円
・耐用年数と償却方法、償却率	10年／定率法 /0.200
・特別償却限度額 取得価額×30%	
(計算過程)	
①普通償却限度額	1,000万円×0.200 = 200万円
②特別償却限度額	1,000万円×30% = 300万円
③償却限度額合計	200万円 + 300万円 = 500万円

图表2 特別償却の有無と各年度の償却限度額（概算）
取得価額1,000万円、耐用年数10年、定率法0.200（単位：万円）

	内航船舶											合計
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
特別 償却 なし	200	160	128	102	82	65	65	65	65	65	1,000	
あり	500	400	300	200	160	128	102	82	65	65	1,000	

が生じた場合は翌事業年度に繰り越すことになります。

ただし、調査

されなかつた

なお、2019年度税制改正により適用期限が2021年3月31日まで延長されます。
① 対象資産
・機械及び装置：1台160万円以上
・一定の測定工具及び検査工具：
1台120万円以上（1台30万円以上120万円未満の工具は事業年度合計120万円以上）
・一定のソフトウェア：1台70万円以上
・その他一定の大型貨物自動車や

なお、2019年度税制改正により適用期限が2021年3月31日まで延長されます。
② 指定事業
適用対象となる主な事業は、製造業、建設業、農業、林業、漁業、卸売業、小売業、料理店業等です。
③ 特別償却限度額
〔特別償却限度額〕 = 取得価額（船舶の場合は取得価額×75%）×30%
なお、供用初年度に償却不足額が生じた場合は翌事業年度に繰り越すことがあります。

④ 税額控除
限度額
〔税額控除限度額〕 = 取得価額 × 7%
ただし、調査

されなかつた

超過額は1年間の繰り越し認められます。
② 中小企業経営強化税制（特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却または税額控除）
経営強化法の認定を受けた中小企業者等が、特定経営力向上設備等を取得等して一定の事業の用に供した場合に、供用初年度に特別償却または税額控除が認められます。なお、2019年度税制改正により特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行なったうえで、適用期限が2021年3月31日まで延長されます。

① 対象資産

次のすべての要件を満たす特定経営力向上設備等が対象です。
1) 生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェア
2) 中小企業等経営強化法の経営力向上計画に記載された中小企業等経営強化法実行規則8条2項の経営力向上要件
3) 取得価額
・機械及び装置：1台160万円以上
・一定の工具、器具及び備品：1

ひらいみつひる平井会計事務所代表「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。